

# 委 託 契 約 書 (案)

収 入  
印 紙

令和 年 月 日

甲 住所 上田市大手一丁目11番16号  
氏名 上田市  
上記代表 上田市長 土屋 陽一 印

乙 住所  
氏名 印

委託者 上田市（以下「甲」という。）と、受託者 ○○○○○  
（以下「乙」という。）は、次の条項により、除雪業務に関する委託契約を締結する。

## （総則）

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務を契約書記載の期間内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
  - 3 受注者は、この契約書又は仕様書に特別の定めがある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
  - 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
  - 5 この契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
  - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
  - 7 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
  - 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
  - 9 この契約及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
  - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
  - 11 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

## （委託業務）

第2条 委託する業務は次のとおりとする。

- (1) 業務の名称 令和5年度 除雪業務
- (2) 業務箇所名 ○○地域-○○工区
- (3) 業務の内容 ○○業務 L=○○.○km

(履行期間)

第3条 この契約における履行期間は、令和5年12月1日から令和6年3月31日までとする。  
(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の業務委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(一括再委託等の禁止)

第5条 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(履行報告)

第6条 受注者は、仕様書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(委託料)

第7条 委託料は、機械稼働費、機械管理費、待機補償費（除雪機械、除雪機械運転要員、情報員）、袋詰凍結防止剤積込費、雪道巡回費及び監督員が必要と認める費用とする。

2 前項の業務の単価は別表のとおりとする。

(1) 機械稼働費

機械稼働費は、除雪機械の作業時間に1時間当りの単価を乗じた額とする。ただし、運転手等の賃金、維持運営（機械損料の固定費（機械管理費）を除く）等に要する一切の経費を含むものとする。

機械稼働費の算出基礎時間数は、実稼働時間に出動1回につき準備時間20分、片付け時間10分の計30分を加えた除雪機械1台の1か月当りの作業延べ時間数とする。この場合において1時間未満の端数が生じた場合は、その端数が30分以上のときには1時間とし、30分未満のときには切り捨てるものとする。

(2) 機械管理費

機械管理費は、1シーズンの除雪機械管理費として契約年度の3月分の支払日に支払うものとする。

(3) 待機補償費

①除雪機械（除雪のみ）

甲が乙に大雪注意報・警報発令時以外に待機命令を発した時に支払うものとする。ただし、待機補償時間は夜間（20時～8時）とし、発令後20時～8時の間に3時間以上の稼働があった場合待機補償は支払わないものとする。

②除雪機械運転要員（除雪のみ）

夜間（20時～8時）の大雪注意報・警報が昼間から継続発令されている場合または夜間に新規で発令された場合において、待機した時に支払うものとする。ただし、支払いは待機不稼働の場合のみとする。

### ③情報員

日本気象協会 17時発表の「上田市」の天気予報において、当日夜 20時から翌日朝 8時にかけて「降雪」予報が発令された場合に支払うものとする。

#### (4) 袋詰凍結防止剤積込費

袋詰凍結防止剤積込費は、袋詰凍結防止剤を積込んで使用した時に支払うものとする。

#### (5) 雪道巡回費

発注者の指示に基づき、受注者が雪道巡回を実施した場合に支払うものとする。

#### (6) 固定的経費

固定的経費は、小雪時において除雪体制を確保するために必要となる経費とし、特記仕様書により算出する。

発注者は固定的経費について、契約後速やかに受注者へ通知するものとする。固定的経費の清算は3月に行う。

### (契約保証金)

第8条 契約保証金は、〇〇〇〇〇 円とし、その納付は免除する。

2 乙は、この契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として甲に納付しなければならない。

### (作業の実施)

第9条 乙は、「除雪業務特記仕様書」「除雪業務実施要領」に基づき委託業務を誠実に遂行するものとする。

### (作業の確認)

第10条 甲は、必要の都度、交通確保状況等について現地の確認を行うものとする。

2 乙は甲から請求があったときは作業状況等について甲に報告しなければならない。

### (監督員)

第11条 甲は、この除雪作業及び凍結防止剤散布作業について監督又は指示する職員（以下「監督員」という。）を指定して乙に通知するものとする。

2 監督員は、契約書等に基づき、必要な監督または指示を行うものとする。

### (労働者災害)

第12条 除雪作業及び凍結防止剤散布作業により生じた労働者災害においては、上田市防災支援協会が加入する除雪従事者傷害保険により定められた金額を給付するものとする。

### (第三者賠償)

第13条 除雪作業及び凍結防止剤散布作業により生じた第三者に及ぼした損害は、上田市防災支援協会が加入する第三者賠償保険により対応する。なお、作業員及び作業工作車輛・所有物等においては、第三者としては対象外となる。

### (検査)

第14条 乙は、毎月5日までに前月分の業務に関する書類を添えて甲に提出するものとする。なお、出勤がない場合にもその旨を書面より報告しなければならない。完了届けについては、月若しくは履行期間完了時に提出するものとする。

2 甲は前項の完了届を受領したときは、その日から10日以内に内容を検査しなければならない。この場合において、甲は当該審査の結果を、書面をもって乙に通知するものとする。

(委託料の支払)

第15条 乙は、前条の第2項による検査に合格したときは、月毎若しくは履行期間完了後に、甲に対して業務委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項規定により、乙から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

3 機械管理費は、契約年度の3月分の支払日に支払うものとする。

(再委託の禁止)

第16条 乙は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(契約内容の変更)

第17条 委託期間内に燃料油価格に著しい変動が生じ、契約単価が不相当となったときは、甲乙協議のうえ双方に単価契約の変更を請求することができる。

2 その他必要があると認めるときは、甲乙協議の上、委託料、履行期間、その他の契約内容を変更するものとする。

(契約解除)

第18条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 乙が、その責に帰すべき事由により、速やかな業務の遂行が行われないうち又は完了することができないことが明らかと認められるとき。

(2) 前号の場合のほか、乙がこの契約に違反したとき。

(談合その他の不正行為による解除)

2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第7項の規定による排除措置命令が確定したとき又は第65条若しくは第67条第1項の規定による審決(同法第67条第2項による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。)が確定したとき(独占禁止法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第50条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同法第50条第5項の規定により、確定したとき。

(3) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法198条による刑が確定したとき

(5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時除雪業務の委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

- ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(債務不履行の損害賠償)

- 第19条 甲はその責に帰すべき事由により、第12条第2項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じて、委託料に対し支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払わなければならない。
- 2 乙は、第15条及び前条の規定により契約が解除されたときは、第5条に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。
- 3 甲は、前項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。
- 4 乙は、第2項の場合において、甲の受けた損害が違約金の額を超えるときは、その超える額についても甲に支払わなければならない。

(賠償の予約)

- 第20条 乙は、第15条の2の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、業務委託料の10分の2に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、同条の2第1号のうち、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売であるとき、その他甲が特に認めるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団員等からの不当要求に対する報告)

- 第21条 乙は、当該契約の履行にあたって、暴力団員又は暴力団関係者(上田市暴力団排除条例(平成24年条例第6号)第6条第1項に規定する暴力団関係者をいう。)から不当要求を受けたときは、遅滞なく警察に通報するとともに、上田市に報告することその他必要な措置を講ずるようしなければならない。

(疑義の解決)

- 第22条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

(一般的損害)

- 第23条 第8条の規定による引渡し前に生じた成果物の損害その他業務を行うにつき生じた損害(次条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その

損害（仕様書に定めるところにより付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第24条 業務を行うにつき第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（仕様書に定めるところにより付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（契約不適合責任）

第25条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

（1）履行の追完が不能であるとき。

（2）受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（3）目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

（4）前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（契約不適合責任期間等）

第26条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第8条の規定による引渡しを受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 7 引き渡された成果物の契約不適合が発注者の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者が指図の不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(発注者の任意解除権)

第27条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第16条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第28条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に業務が完了しないとき又は履行期間後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第12条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第29条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第3条の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の業務の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

- (8) 第 18 条又は第 19 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
  - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 30 条 第 15 条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第 31 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第 32 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 7 条の規定により業務内容を変更したため業務委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 第 7 条の規定による業務の中止期間が履行期間の 10 分の 5（履行期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 33 条 第 18 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第 34 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
  - (2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。
  - (3) 第 15 条又は第 16 条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
  - (4) 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。



- (1) 第 15 条又は第 16 条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
  - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。
- 5 第 1 項第 1 号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相当する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。
- 6 第 2 項の場合（第 16 条第 7 号及び第 9 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第 2 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

- 第 3 5 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第 18 条又は第 19 条の規定によりこの契約が解除されたとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第 9 条第 1 項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

この契約の成立を証するため、契約書 2 通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

別表

(1) 機械稼働費

(持込機械)

(単位：円)

機械名	機械番号 (車のナンバー)	規 格	単 価 (消費税を含む)				備 考
			昼間	夜間	休日昼	休日夜	

(貸付機械)

(単位：円)

機械名	機械番号 (車のナンバー)	規 格	単 価 (消費税を含む)				備 考
			昼間	夜間	休日昼	休日夜	

② 昼間単価は8:00~20:00間の作業、夜間単価は20:00~8:00間の作業に適用する。

② 土曜日曜祭日と令和5年12月29日から令和6年1月3日までの間は休日単価とする。

(2) 機械管理費

(単位：円)

貸付または 持込	機械名	機械番号 (車のナンバー)	規 格	単 価 (消費税を含む)

(3) 待機補償費、袋詰凍結防止剤積込費、雪道巡回費

(単位：円)

区 分		単 位	単 価 (消費税を含む)
待 機 補 償 費	除 雪 機 械	1 回当たり	
	除雪機械運転要員	1 回当たり	
	情 報 員	1 回当たり	
袋詰凍結防止剤積込費		1 t 当たり	
雪道巡回費		1 回当たり (昼間)	
		1 回当たり (夜間)	